

中労委、昭61不再1、昭61.7.16

命 令 書

再審査申立人 X

再審査被申立人 東京三洋電機株式会社

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

再審査申立人X（以下「X」という。）は、再審査被申立人東京三洋電機株式会社が、Xの採用を拒否したことが不当労働行為に当たるとして、福島県地方労働委員会に対し、救済申立てを行った。

福島県地方労働委員会は、昭和60年12月17日付け決定書をもって上記救済申立てを却下したところ、Xは、これを不服として当委員会に再審査申立てを行った。

当委員会は、Xに対し、申立書の記載の補正を勧告し、Xは、昭和61年3月8日付けで補正書を提出した。

しかし、上記補正書をもってしても、本件申立ての内容は具体的に明らかにはされず、結局、本件申立てを却下した初審命令は、正当なものといわざるをえない。

よって、労働組合法第25条及び同第27条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和61年7月16日

中央労働委員会  
会長 石川 吉右衛門